

令和 7 年 2 月定例会

(2 0 2 5 年)

市 議 会 議 案

(追 加 議 案)

報告第 4 号 訴訟上の和解に関する専決処分について

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報 告 第 4 号	訴訟上の和解に関する専決処分について	5	－

訴訟上の和解に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年3月17日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	事件名等及び 和解の相手方（被告）	和解条項の要旨
令和7年 3月12日	大阪地方裁判所令和6 年・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ ・事件 吹田市・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ・・・・・・ さん	1 被告は、吹田市に対し、本件債務として2,099,600円の支払義務があることを認める。 2 被告は、吹田市に対し、前項の金員を次のとおり分割して支払う。 (1) 令和7年4月から令和24年8月まで、毎月10,000円ずつ (2) 令和24年9月、9,600円 3 被告は、2か月分の分割金の支払を怠ったときは、吹田市に対し、債務の残額及び残元金に対する年3パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

